第七条の次に次の一条を加える。

（連結包括利益計算書）

第七条の二　連結包括利益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の当期純利益及びその他の包括利益の金額を基礎として作成しなければならない。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（比較情報の作成）

第八条の三　当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

第十三条第一項中「は、次に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載」を「については、次に掲げる事項に区別して注記」に改める。

第十四条を次のように改める。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第十四条　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十四条の二を第十四条の九とし、第十四条の次に次の七条を加える。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十四条の二　財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等（同条第一項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第十四条の三　財務諸表等規則第八条の三の二（第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第十四条の四　財務諸表等規則第八条の三の三第一項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（表示方法の変更に関する注記）

第十四条の五　財務諸表等規則第八条の三の四（第四項を除く。）の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第十四条の六　財務諸表等規則第八条の三の五の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条第二号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第三号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第十四条の七　財務諸表等規則第八条の三の六の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条第三号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第四号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（修正再表示に関する注記）

第十四条の八　財務諸表等規則第八条の三の七の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第十五条の五の二第二項中「時価の把握が」の下に「極めて」を加え、同条第三項中「金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項」を「金融負債（同条第四十一項」に改め、「及び次条第三項」を削る。

第十五条の六中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第十六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「記載は、同条第一項」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「注記」の下に「（第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。）」を加え、「第十三条及び第十四条の規定による記載」を「第十四条から第十四条の三までの規定による注記」に改め、同項の前に次の二項を加える。

2　第十三条の規定による注記は、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

第十四条から第十四条の三までの規定による注記は、第十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第四十二条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十三条の二の見出しを「（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）」に改め、同条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。第六十九条の五第一項第一号において同じ。）

二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

三　土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）

第四十三条の二第一項第四号中「いう」の下に「。第六十九条の五第一項第三号において同じ」を加え、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十四条の二に次の一項を加える。

2　財務諸表等規則第六十八条の四第二項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十二条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十三条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十五条の二の見出しを「（一株当たり当期純損益金額の注記）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第九十五条の五の二第三項」を「第九十五条の五の二第二項」に改め、「当連結会計年度」の下に「又は連結貸借対照表日後」を加え、「同項ただし書及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三章第六節中第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記）

第六十五条の三　財務諸表等規則第九十五条の五の三の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　連結包括利益計算書

第一節　総則

（連結包括利益計算書の記載方法）

第六十九条の二　連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2　連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

（連結損益及び包括利益計算書）

第六十九条の三　連結包括利益計算書は、連結損益及び包括利益計算書（連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（連結包括利益計算書の区分表示）

第六十九条の四　連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失、その他の包括利益及び包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第六十九条の五　その他の包括利益は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　その他有価証券評価差額金

二　繰延ヘッジ損益

三　為替換算調整勘定

2　前項各号に掲げる項目のほか、その他の包括利益の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、持分法を適用する非連結子会社及び関連会社のその他の包括利益の項目の金額に対する連結財務諸表提出会社の持分相当額は、当該項目の名称を示す科目をもって一括して掲記しなければならない。

4　その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。